

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

準備書面（25）

（津波の予見可能性に関する法的主張の整理）

2014（平成26）年11月7日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

本書面では、被告国から出された平成26年9月5日付第8準備書面を踏まえ、本日付原告準備書面（26）における「津波の予見可能性を基礎づける事実の主張」に先立ち、津波の予見可能性に関する法的主張を整理する。

1 津波の予見可能性についての原告らの主張と被告国の主張の対立

被告国は、「本件においては、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した本件事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、被告国に電気事業法に基づく規制権限不行使の違法があったか否かが問われているのであるから、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。」(被告国第8準備書面4頁)とする。そして、原告らが、予見可能性の対象として「全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震及びこれに伴う津波が発生すること」、より具体的には「O. P. +10メートルを超える津波の到来」と主張することに対して、「予見可能性について、現時点から回顧的に措定する結果回避措置を講じるために、いかなる情報、知識があれば可能であったかを問うに等しい」として、規制権限不行使の当時に状況を踏まえて違法性判断を行うべきとする最高裁の判断枠組みとは矛盾すると批判する(6頁)。

しかし、予見可能性の対象についての被告国の主張は、問題の所在を理解しないものと言わざるを得ない。以下、論ずる。

なお、本件で問題となる全交流電源喪失とは、外部電源及び非常用内部交流電源を喪失することをいうところ、そのうちの外部電源については、耐震強度が充分には確保されておらず、想定される範囲内の一定規模の地震動によって、機能喪失に至る危険があり得るものであり、この点については、被告国も、その第6準備書面の第5の4(53頁以下)において認めているところである。外部電源を喪失する事態が発生しうることについて予見可能性があったということについては、事実上争いがないため、以下では、専ら津波についての予見可能性について論じる。

2 過失の客観化と予見可能性が求められる根拠

民法709条の不法行為の要件としての「過失」については、かつては、「注意を欠いた意思の状態」として過失をとらえる考え方があった。すなわち、過失とは、不注意により行為の結果を予見しないか、又は予見しても結果発生を容認しない心

理状態であるなどとされた。

しかし、今日においては、「過失の客観化」といわれる通り、過失の本質を行為者の意思や心理状態に還元せず（内的注意に結びつけられた主観的過失概念からの解放）、もっぱら行為者の行為が法秩序に対して違反したことを捉えて過失とする立場が多数の支持を得ている。

すなわち、『過失』とは、結果回避ないし防止義務に違反した行為であり、かつその前提として行為者に結果発生の予見可能性の存在ないし予見義務が要求されている行為として、規定される」（平井宜雄「損害賠償法の理論」400頁）と定式化される考え方である（潮見佳男「不法行為法Ⅰ 第2版」271頁）。

客観的な過失論に立つ見解においても、結果回避義務（行為義務）を課すには、行為者が結果発生を予見可能であったことが前提となるとして、いわば「適法行為の期待可能性の要件」として、結果発生についての予見可能性が、過失の要件として要求されることとされる（詳細は、原告準備書面（9）第2、8～11頁参照）。

このような予見可能性の法律上の要件としての位置づけからすれば、結果発生の現実的危険性がある事象を予見することが可能であれば、当該行為者は、当該事象から被害（損害）が発生する現実的危険性を認識することが可能なのであるから、その行為者に結果発生を回避すべき注意義務を課すことに何ら支障はない。これを換言すれば、行為者に、特定の結果（被害）発生の回避義務を課す前提（要件）として一般的に要求される予見可能性については、その予見の対象は、結果発生をもたらす現実的危険性のある事象についての予見で足りるのである。

3 「事前的判断の方法」の方法がとられるべきこと

過失（結果回避義務違反）及びこれを基礎づける予見可能性の判断の方法については、いわゆる「事後的判断の方法」と「事前的判断の方法」が指摘される。

前者の事後的判断の方法は、行為者に要求すべき行為準則を、既に発生した具体的な結果からさかのぼって事後的・回顧的に確定していく手法である。これに対し

て、後者の事前的判断の方法は、行為時に身を置いて、ある特定の行為からどのような事象（潜在的な結果）が生じるかを考えて、行為者に要求すべき行為準則を事前的に確定していく手法である。

この点については、法秩序が命令・禁止規範の形で作為義務・不作為義務を課するのは、これから行為をしようとする者に対して、過失判断を介して、自由な行動を制約し、合理的な行動を義務付けようとする狙いがあることからすれば、後者の事前的判断の方法が相当といえる（前掲・潮見286頁）。

特に過失（結果回避義務違反）を基礎づける予見可能性の判断については、より一層、事前的な判断の方法が妥当するといえる。

そもそも、過失判断において予見可能性が要求される理由は、結果回避義務（行為義務）を課して適法行為をなすべしと命ずる前提として、その行為への期待可能性を基礎づけるためである。そして、行為者が実際の行為を行う際（行為時の視点）には、結果として現実に発生した事態（結果発生後の視点）だけではなく、将来に向けて潜在的に発生しうる多様な結果（被害）及びそれに至る因果関係の連鎖を考慮して意思決定をなしていくものである。よって、行為者が将来において発生しうる事態を予見することの可能性の判断も、行為時に立って、実際に発生した現実の事態だけでなく、発生しうる多様な結果（被害）及びそれに至る因果関係の連鎖を考慮する必要があるのである。

4 原告らの主張は「事前的判断の手法」によっていること

原告らは、現に津波対策が求められた時期（2002年、2006年）の時点に視点を置いて、この後に全交流電源喪失をもたらす得る程度の津波の到来があり得るか否かという観点に立って、全交流電源喪失をもたらす得る現実的な危険性のある原因事象足り得る津波についての予見可能性を問題としている。具体的には、建屋敷地を超えるO. P. +10メートル超の津波の襲来があれば、全交流電源喪失を回避するため措置を取るべきことが求められると主張するものであり、まさに「事

「前判断の手法」に沿うものである。

これに対し、被告国は、最高裁判決を引用し、問題とされる規制権限不行使の当時の「具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」か否かが問われなければならないと主張し、あたかも、原告らが、現時点での科学的知見に基づいて、過去の規制権限不行使の違法を判断すべきと主張しているかのように論難する（7頁）が、これも全く的外れの主張である。むしろ、被告国は、本件地震及び津波が既に発生したことを前提として、回顧的に「本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である」と主張しているが、これこそ、「予見可能性について、現時点から回顧的に措定する結果回避措置を講じるために、いかなる情報、知識があれば可能であったかを問う」に等しいのであり、予見可能性の有無について回顧的な検討をしているものというしかない。

原告らは、上記の通り、現に津波対策が求められた時期（2002年、2006年）の時点における地震及び津波についての知見を基に、O. P. +10メートルを超える津波の襲来が予見可能であったことを主張していることは、準備書面（4）及び同（13）を虚心に読めば容易に理解されるはずである。

5 「損害発生の現実的危険性がある事象」が分岐点となること

（1）分岐点としての「損害発生の現実的危険性がある事象」

本訴においては、原告らと被告国の間において、結果回避義務の前提をなす予見可能性について、予見の対象についての争いがある。すなわち、被告国は、既述の通り、「本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来」が予見可能性の対象であると主張している。これに対して、原告らは、「全交流電源喪失をもたらす得る程度の地震及びこれに伴う津波が発生すること」が予見可能性の対象であると主張し、特に津波については、より具体的には、既述のとおり「O. P. +10メートルを超える津波の到来」と主張している。

この点、上記2で述べたように、予見可能性の対象は、本来的には「結果（損害）発生自体」であることは、当然のことであり、この点については、原告らも被告国の主張も何ら異なるものではない。原告らと被告国において、結果回避義務の前提をなす予見可能性の対象として何を考えるべきかという点で主張が違ってくる理由は、損害発生に至る因果関係のプロセスのうちで、損害発生回避に向けての分岐点となる「損害発生の現実的危険性がある事象」として何を位置づけるべきかという点において、見解が異なることによるものである。

（２）「損害発生の現実的危険性がある事象」が予見の対象となること

既に述べたとおり、予見可能性については、最終的には、損害（結果）発生の予見可能性の有無が問われることとなる。

しかし、実際の損害（結果）発生に至るプロセスを考えた場合には、通常、出発点となる原因事象から始まって、最終的な損害の発生に向けて、時系列に沿って順次つながる複数のプロセスを介していることが通常である。

すなわち、現実の不法行為の因果関係を観察する場合には、時系列に沿って、特定の原因事象（A）→中間的な事象（B）→これに続く中間的な事象（C）→最終的な損害（結果）発生（D）という因果関係のプロセスを経ることが通例である。

身近な交通事故を例にとれば、たとえば、見通しの効かない交差点に交差道路の安全を確認せずに進入する行為（A）→交差道路からの自動車との衝突事故の発生（B）→交差車両の運転者の重傷（C）→搬送された病院での死亡による生命侵害（D）という因果関係のプロセスが考えられる。

この場合、過失（結果回避義務違反）の前提をなす予見可能性の対象については、最終的には、死亡という損害発生自体の予見可能性が求められることは当然である。しかし、実際の裁判実務における過失（注意義務違反）の有無についての判断においては、「見通しの効かない交差点に交差道路の安全を確認せずに進入する行為（A）」には、「交差車両との衝突事故」（B）を発生させる現実的危険性があり、この（B）には、「運転者に重傷を負わせること」（C）の現実的危険性があり、更に（C）に

は、その者を死亡に至らせること (D) についての現実的な危険性があるといえる。

こうした事例の場合においては、予見可能性については、直接に最終的な結果である「人の死亡」自体の予見可能性を判断することなく、そうした損害を発生させる現実的な危険性がある「交差車両との衝突事故」(B) についての予見可能性を問題として、これについて予見可能性がある以上、それを回避するために交差道路の安全を確保すべき結果回避義務が認められるという判断過程を取ることが多い。

この場合、上記の例についていえば、交差点への進入 (A) は、必然的に「交差車両との衝突事故」(B) を引き起こすものとはいえない。同様に、「交差車両との衝突事故」(B) も「運転者の重傷」(C) を必ず引き起こすものではなく、「運転者の重傷」(C) も「人の死亡」(D) という結果を必ず引き起こすものとは言えない。

しかし、「交差点に安全を確認せずに進入する行為 (A)」をなす時点に立ってその後の因果関係のプロセスを想定した場合には、「交差車両との衝突事故」(B) から始まり「運転者重傷」(C) という事態を介して、「人の死亡」(D) につながり得る現実的な危険性があるといえる。

そうであればこそ、交差点に進入する場合には、「交差車両との衝突事故」についての予見可能性を問題として、それが予見可能である以上、交差道路の安全を確認して交差点に進入すべき注意義務を措定して、その違反こそが、結果回避義務違反としての過失の中核をなすものと判断されるのである。

(3) 本件事故における「損害発生の現実的な危険性がある事象」とは何か

本件原子力発電所事故においても、同様に考察することができる。

すなわち、本件原子力発電所事故においても、因果関係のプロセスとしては、地震と津波の到来 (A) → 外部電源の喪失と内部電源の喪失 (全交流電源喪失) (B) → 炉心の損傷に基づく放射性物質の放出 (C) → 放射性物質が特定の原告の居住域に到達することによる損害 (結果) の発生 (D) という因果関係のプロセスをたどっている。

そして、本件原子力発電所事故に関しても、最終的な予見可能性の対象となるのは、放射性物質放出による原告らの人格権侵害という損害（被害）自体の予見可能性の有無が問われることとなるものであり、この点では、原告らも被告国も、意見の違いはないはずである。

しかし、実際には、被告国も、この最終的な損害（被害）自体についての予見可能性について論じてはおらず、その前段階の「地震・津波の到来」（A）についての予見可能性を問題としている。そして、その際に、被告国は、その地震・津波について、「本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来」という限定を付しているものである。

こうした被告国の主張は、要するに、本件と同規模の地震・津波の到来（A）があれば、全交流電源喪失（B）に至る現実的危険性があり、さらに放射性物質放出というシビアアクシデント（C）に至り、その結果として、原告らの人格権侵害という損害の発生（D）が想定されるところのものである。

換言すれば、被告国は、「本件と同規模の地震・津波（A）」こそが、人格権侵害（D）という「損害発生の現実的危険性がある事象」であり、損害が発生するか、それとも損害の発生が回避されるかの分岐点をなすものとしているのであり、結果として、「本件と同規模の地震・津波（A）」については、予見可能性がなかったのであるから、人格権侵害という損害発生（D）についても予見可能性がなかったと主張するものである。

これに対して、原告らは、地震と津波の到来（A）→全交流電源喪失（B）→シビアアクシデントに基づく放射性物質の放出（C）→人格権侵害という損害の発生（D）という因果関係のプロセスのうち、いったん全交流電源喪失（B）に至った場合には、人格権侵害という損害の発生（D）に至ることが想定されるという点においては、被告国と同一の立場に立つものである。ただし、原告らは、全交流電源喪失（B）をもたらす現実的危険性を持つ地震・津波については、被告国の主張するように、「本件と同規模の地震・津波」であることは必要ではないのであり、主要

建屋敷地である「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」さえあれば、全交流電源喪失（B）をもたらす現実的危険性があることから、この程度の津波の到来が予見可能であれば、その津波の到来によって、全交流電源喪失（B）→シビアアクシデント（C）→人格権侵害（D）に至ることが予見できるのであり、結果として、放射性物質放出による人格権侵害という本件被害の発生についても予見可能性が認められることを主張するものである。

要するに、被告国は、「本件と同規模の地震・津波」であって初めて全交流電源喪失を起すものであるから、こうした規模の地震・津波についての予見可能性が求められると主張するものであり、これに対して、原告らは、「本件と同規模の地震・津波」に至らない「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」でありさえすれば、全交流電源喪失（B）をもたらす現実的危険性があることから、この予見が可能であれば、損害発生の予見可能性も認められ結果回避義務が基礎づけられると主張するものである。

6 予見の対象事象から必ず損害が発生する必要はないこと

（1）被告国の主張

被告国は、原告らが、敷地高さ「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」があれば、全交流電源喪失からシビアアクシデントによる放射性物質の放出事故に至る現実的危険性があるとして、その予見可能性が認められる以上、結果回避義務が基礎づけられると主張（原告ら準備書面（22）8頁）していることに対して、「単に敷地高さを超える津波が到来したというだけでは、福島第一発電所事故が発生したとは認められない」として批判し、「予見可能性の対象は本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波である」と主張する（被告国第8準備書面の3～4頁）。

被告国の主張は、要するに、予見可能性の対象とすべき事象からは、結果（損害）が必ず発生する必要があること、または、少なくとも当該事象から結果が発生する

高度の蓋然性があることまで必要であると主張しているものと考えられる。

しかし、結果（損害）発生の実現的危険性がある事象の発生が予見できる以上、行為者としては、当該結果を回避すべき注意義務を負うべきことは、前述のとおりであり、その事象から必ず結果が発生する、又は、高度の蓋然性を持って結果が発生しない限り、結果回避義務を負わないという被告国の主張は、誤りというしかない。

（２）現実的危険性があれば結果回避措置は義務づけられること

この点については、既に原告ら準備書面（２２）においても触れたとおり、被告国の主張は、過失の前提となる結果回避義務を基礎づける予見可能性の有無の問題と、不法行為の別の要件である因果関係の有無の問題を混同するものといわざるを得ない。

すなわち、過失の前提となる結果回避義務を基礎づける予見可能性の有無の問題については、予見可能性の対象とされるべき特定の事象について、「損害発生の実現的危険性がある事象」と言えるか否かが問われることとなる。その特定の事象が、「損害発生の実現的危険性がある事象」と言える場合には、その事象が予見可能である以上、当然に、損害発生の実現的な危険性も認識が可能となるのであるから、行為をなす者に対して、結果発生を回避すべき注意義務を課す前提を満たすものと言えるのである。

この場合には、特定の事象自体から、損害が発生することの実現的な危険性があることが問題とされるのであり、その事象から、必然的に損害が発生する必要はない。また、損害発生の実現的な危険性があれば、当該事象を予見した以上、結果回避義務を課すことが正当化されるのであるから、当該事象から損害が発生する「高度の蓋然性」が求められるものでもない。

まして、本件は、「深刻な災害を万が一にも起さない」という高度の安全性が求められる原子力発電の安全性確保のための結果回避義務が問われている事案である。

予見可能性の対象とされるべき特定の事象（原告らの主張によれば「O. P. +

10メートルを超える津波の到来) から、そのことだけで、直ちに、全交流電源喪失及び放射性物質の放出というシビアアクシデント（深刻な災害）が引き起こされることが立証されない限り、結果回避義務を課することは出来ないかのように主張する被告国の主張は、一般の不法行為の理解にも反し、まして、「深刻な災害を万が一にも起こさない」とする伊方最高裁判決の趣旨にも反することは明らかである。

（3）国の主張が予見可能性と因果関係の要件を混同していること

被告国は、原告らの主張する「O. P. +10メートルを超える津波の到来」という事象を取り上げ、「単に敷地高さを超える津波が到来したというだけでは、福島第一原子力発電所事故が発生したとは認められない」と批判する。

しかし、この批判は、過失の前提としての予見可能性の要件と因果関係の有無の要件を混同するものである。特定の行為や、特定の事象から、結果（損害）が発生することについての必然性や、高度の蓋然性が求められるのは、不法行為の要件のうち、因果関係の要件についてであり、被告国の主張は、この因果関係の要件において求められる「高度の蓋然性」という考え方を、求められる法律上の要件の違いを自覚することなく、十分な検討もなく、結果回避義務と予見可能性の対象に持ち込むものであり、誤りと言わざるを得ない。

そもそも、原告らが、結果回避義務の前提をなす予見可能性の対象として主張している「O. P. +10メートルを超える津波の到来」という事象は、当然のことながら、実際に本件事故において観察された津波ではなく、被告らが原子力発電所事故の発生を回避するための措置を取るという点に視点を置いて、将来において発生する可能性があるとして予見可能であった事象であり、実際の津波とは異なる。そして、この結果回避義務を基礎づける予見可能性との関係で問題とされる「因果関係」とは、予見が可能であった「O. P. +10メートルを超える津波の到来」から、全交流電源喪失、更には放射性物質の放出というシビアアクシデント（深刻な災害）が引き起こされる現実的な危険性があるか否かという問題である。

結果回避義務との関係で検討されるべきことは、行為の時点に視点を置いて、予

見可能性の対象となる想定事象から、将来において損害発生に発展する現実的な危険性があるか否かであることからすれば、予見可能性の対象事象から、現実に発生した「福島第一発電所事故の発生」との因果関係などは、そもそも検討の対象とはなり得ないものである。

確かに、訴訟上の因果関係の立証については、既にルンバール事件における最高裁判決において、行為と結果の間の因果関係の認定については、当該行為が結果発生の原因となったことについて「高度の蓋然性」をもって立証されるべきことが求められている。

しかし、因果関係の要件として検討されるべきことは、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」が予見可能であったことに基づいて、被告国らに対して義務づけられるべき結果回避措置について、その結果回避措置を取っていたとすれば、現実に発生した「福島第一発電所事故の発生」が回避できたか否かという問題である。

つまり、因果関係の要件の充足のためには、損害発生の現実的危険性のある原因事象を予見した場合に義務づけられる結果回避措置（例えば、技術基準省令33条4項が求める非常用電源設備等の独立性の確保）が取られていたとすれば、現実に発生した「福島第一発電所事故の発生」が回避できたか否かという問題なのであり、この対策の不履行と結果発生との間の因果関係については、前記のルンバール事件最高裁判決に沿って、「高度の蓋然性」の有無に沿って判断がなされるべきものである。

これに対して、被告国は、行為時に立って将来発生することがあり得るものとして予見の対象とされる「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」から、直ちに現実の「福島第一発電所事故の発生」が発生したことの主張・立証が必要であるかのように主張しているが、これは、二重三重の混乱というしかない。

7 敷地高を超える津波に対する対処措置により本件事故が回避できたこと

(1) 予見された原因事象に応じて結果回避措置が導かれること

一般の不法行為を前提として検討すると、行為者が行為をなすに際して、特定の「損害発生の実質的危険性のある事象」の予見が可能であったとすれば、その行為者には、予見された当該事象を前提として、想定される当該事象に基づいて現実の損害が発生することがないように、結果（損害の発生）を回避するために必要な措置を取るべき注意義務が課されることとなる。

この場合、その予見された特定の原因事象（A）に基づいて、その事象の内容を前提として特定の結果回避措置（a）が取られるべきこととなるのであり、予見される原因事象の内容に応じて、結果発生を回避するために求められる具体的な措置の内容は異なるものとなる。

そして、行為者の過失責任を問うための前提としての予見可能性の観点からは、当該原因事象（A）が予見可能であることから導かれる結果回避措置（a）を取っていれば、その回避措置によって、その後の因果関係のプロセスを遮断して、損害発生を回避することが可能となるものであることが必要である。

なぜなら、仮に「損害発生の実質的危険性のある事象」（A）の予見が可能であったとしても、その事象の内容に応じて導かれる結果回避措置（a）を取ったとしても、現実の損害の発生を回避することができないとすれば、原因事象（A）を予見したとしても損害の発生（D）を回避するための適切な結果回避措置を取ることの期待可能性がないこととなるからである。

よって、予見可能性の対象となる「損害発生の実質的危険性のある事象」については、同時に、その事象を予見することによって、損害発生を回避するための適切な回避措置を取ることが期待できるということが、あわせて求められることとなる。

これは、前記の結果回避義務の不履行と損害発生との因果関係要件の問題であり、この因果関係については、「高度の蓋然性」の基準による因果関係の立証が求められることは前述のとおりである。

(2) 敷地高を超える津波の予見に基づいて求められる結果回避措置

これを本件についてみれば、原告らが「損害発生の実現的危険性のある事象」に当たり、予見可能性の対象であるとして主張するのは、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」という想定事象である。

この想定事象が予見される以上、これに応じた結果回避措置が取られることが求められる。

建屋敷地を超えるO. P. + 10メートル超の津波の到来を想定した場合には、タービン建屋地下に設置されていた、水に対して脆弱性を抱える非常用ディーゼル発電機及び非常用電源設備等が被水して機能喪失する危険性が高いことから、こうした事態を回避するための措置を取ることが求められることとなる。

具体的には、以下のとおりである。

第1に、溢水を念頭において、技術基準省令33条4項の規定の安全性の確保の徹底である。

すなわち、同項は、「非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。」と定めている。

敷地高さをを超えるO. P. + 10メートル超の津波が予見される以上、非常用電源設備等が設置されていたタービン建屋地下への溢水が生じる危険性が極めて高いのであり、こうした溢水を想定したうえで、技術基準省令33条4項が求める独立性の確保が徹底される必要があったといえる。具体的には、たとえば、非常用電源設備等の水密化、高所配置などの工夫をすることによって、溢水との関係においても独立性を確保することは可能であり、そうした措置は、万が一にも深刻な災害を起してはならないとされる原子力発電所においては、当然に求められる結果回避措置と言える。

第2に、敷地高さを超えるO. P. +10メートル超の津波が予見される以上、建屋敷地に及ぶ海水が、非常用電源設備等の重要機器が設置されている建屋内に流入することがないように、必要な防護措置を取るべきといえる。

この点については、本件事故に至るまでのタービン建屋等の状況は、被告東京電力の事故調査報告書によっても、「建屋の周りが水に覆われてしまえば、非常用D/Gが設置されている建屋の種類や設置場所に関係なく、ルーバ等の浸水ルートとなり得る開口部と浸水深さの高さ関係で非常用D/G自体の浸水につながるものと考えられる。」とされている。

また、2008（平成20）年8月の経済産業省所管の独立行政法人原子力安全基盤機構の報告書（「地震にかかる確率的安全評価手法の改良 BWRの事故シナリオの試解析」）においても、「プラントに津波が到達するほどの高い津波の場合、安全上重要な施設に被害を生じ炉心損傷に至ることが報告されている。」とされている（丙B41号証の1の31頁）。

こうした状況にあったことからすれば、敷地高さを超えるO. P. +10メートル超の津波が予見される以上、建屋敷地に及ぶ海水が、非常用電源設備等の重要機器が設置されている建屋内に流入することがないように、必要な防護措置を取るべきであったといえる。

第3に、敷地高さを超えるO. P. +10メートル超の津波が予見される以上、その想定される高さの津波が建屋の敷地に浸水することを回避するに足りる高さの防潮堤を築くことも有効な対策である。

そもそも、被告国も主張するように、原子力発電所の設計においては、もともと津波が重要建屋の設置されている敷地を超えて溢水するということは設計上想定されていなかったところである。よって、設置後に敷地高さを超えるO. P. +10メートル超の津波が予見されるに至ったとすれば、本来、抜本的な対策は、敷地に津波を絶対に進入させない機能を持つ防潮堤の設置ということになる。

(3) 敷地高を超える津波に対する対処により事故が回避できたこと

仮に被告国が、前記(2)で指摘した「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」の予見に基づく結果回避措置について、そのうちの一つだけでもこれを被告東京電力に義務づけていたとすれば、また、被告東京電力が、前記の結果回避措置を取るべき義務を果たしていたとすれば、被告国が主張するような「本件と同規模の地震・津波」が到来したとしても、建屋への海水の進入が防止され、仮に、建屋への海水の溢水が生じたとしても、独立性の確保によって、溢水との関係においても、複数の非常用ディーゼル発電機や非常用高圧電源盤等の非常用電源設備が同時に機能喪失し全交流電源喪失を回避することができたといえる。

なお、防潮堤については、想定される津波高さによって求められる防潮堤の高さが変わってくることとなり、結果回避措置が一義的には確定しないという難点がある。

8 結論

以上より、福島第一原子力発電所の1号機ないし4号機の建屋が設置されていた高さである「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」があった場合には、全交流電源喪失から、炉心損傷に伴う大量の放射性物質の排出に至る現実的な危険性があったものであり、かつ、こうした規模の津波を想定して原子力発電所の安全を確保するために求められる非常用電源設備等の独立性の確保等の結果回避措置を取っていたとすれば、本件地震及び津波によって全交流電源喪失を回避することは可能であったといえるのであるから、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」という事態が予見可能性であった以上、被告国及び被告東京電力は、これらの結果回避措置を取るべき注意義務を負うものであり、そうした注意義務を怠った点において、被告らの過失（結果回避義務違反）は明らかである。